

## 地域公共交通会議について

### 1. 地域公共交通会議とは

地域の実情やニーズに応じた適切な乗合旅客運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃、計画等について、地方公共団体が中心となり、地域の関係者との合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置付けられた組織。

### 2. 構成員とその役割

構成員	主な役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の移動手段確保に対する責任者</li> <li>・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点からの指導・助言</li> <li>・複数市町村の取組みに対する調整</li> </ul>
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、利用者ニーズの代弁者（特定地区に偏ったニーズの代弁者とはならないように留意したい）</li> <li>・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画</li> <li>・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画</li> </ul>
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案</li> <li>・労働条件及び労働環境からの意見・提言</li> </ul>
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整</li> </ul>
学識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の合意形成を図る上での助言</li> </ul>
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例等、各地での取り組みの情報提供</li> <li>・地域の公共交通のあり方に関する指導</li> </ul>

### 3. 主な協議事項の例

- ・地域公共交通計画の策定や具体的な事業内容の検討
- ・地域に必要な特定路線の運行形態、運賃、営業区域、使用車両、運行時刻等
- ・市町村有償運送の必要性と具体的な運行方法、対価
- ・民営路線バス退出申入れへの対応 等

※本資料は「地域公共交通をよりよいものとするためのガイドライン（平成20年3月地域公共交通会議をよりよいものとするための調査検討会）」を元に事務局が編集し作成しています。